

屋外広告物の種類と許可権者

許可権者		東久留米市長	多摩建築指導事務所長(東京都)
広告物の種類			
広告板	屋上 地上	×	○
	壁面	表示面積20㎡以下のもの	表示面積20㎡を超えるもの
	突出	①1面の表示面積が10㎡以下のもの	①1面の表示面積が10㎡を超えるもの
		②3面以上は総面積20㎡以下のもの	②3面以上は総面積20㎡を超えるもの
プロジェクションマッピング		×	○
広告塔		屋上階高・地盤面から高さ2m以下のもの	屋上階高・地盤面から高さ2mを超えるもの
小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾		×	○
広告幕、立看板等、 広告旗、はり紙、はり札等		○	×
アドバルーン		電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、 標識利用、車体利用		×	○

(注1) 複数の広告物を申請される場合で、東久留米市長許可分と多摩建築指導事務所長許可分がある場合
(例えば壁面広告板と地上設置広告板)は、それぞれに申請書・手数料が必要です。

(注2) 東久留米市長許可分と多摩建築指導事務所長許可分のいずれも申請先は東久留米市役所都市計画課です。